

目次

ご案内

11月はいばらき働き方改革推進月間です！	2
テレワーク導入に関する支援策	3
悩みは一人で背負わないで（茨城カウンセリングセンター）	4
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！	5
元氣いばらき就職面接会	6～7

募集

いばらき女性活躍推進会議会員の募集	8～9
働き方改革優良推進企業の募集	10～11
令和4年度県立産業技術専門学院入学生募集	12
障害者向け公共職業訓練「実践能力習得訓練コース」にご協力いただける企業募集	13

お知らせ

[労働局から]	
「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか？（中小企業事業主の皆様へ）	14
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です	15
茨城県最低賃金の改正決定	16
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン」期間です	17
ハロートレーニングの活用について	18
職場のトラブル解決サポートします！（総合労働相談コーナー）	19
11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します	20～21
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！	22
男性の育児休業について	23
就職氷河期世代の方へ支援のお知らせ	24～25
女性活躍推進法に関する各種支援のお知らせ	26
予約制個別相談会のお知らせ	27

[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	28～29

8月・11月は、「いばらき働き方改革推進月間」です

ノー残業デーやテレワーク、時差出勤の実施など、働きやすい職場づくりに向けて、できるところから取り組みましょう。

「働き方改革」とは？

これまでの仕事の進め方や働き方を見直し、生産性向上を図りながら「働きやすい職場環境の実現」を目指すため、業務の効率化等による

所定外労働時間の削減、休暇取得の促進などに取り組むことです。

働き方改革に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)の実現にもつながります。



「働き方改革」に取り組むと何のメリットがあるの？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。

社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは企業全体としての生産性を向上させ

収益の拡大や企業の成長・発展につなげることができます。

新しい働き方・休み方が始まっています。

新しい生活様式のためには、新しい働き方と休み方が求められます。

時差通勤には、始業・終業時刻の変更やフレックスタイム制のほか、

時間単位の年次有給休暇の柔軟な活用も考えられます。

新しい働き方・休み方を実践し、魅力ある

職場づくりに取り組みましょう。



働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

【お問合せ】

茨城県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029-301-3635 FAX：029-301-3649 E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

HP：<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/2020hatarakikatagekkan.html>

茨城県 働き方改革推進月間 で検索！

テレワーク導入に関する支援策

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、新たにテレワーク導入を検討している企業の皆さまに、広くご活用いただける相談窓口や助成金等をご案内します！

相談窓口

テレワークや経営上の様々な相談を無料で受け付けています。

茨城県よろず支援拠点

(公益財団法人いばらき中小企業グローバル振興機構)

☎029-224-5339

(受付時間 8:30~17:15 [土日祝除く])

<https://ibaraki-yorozu.com>

茨城働き方改革推進支援センター

(茨城労働局委託事業)

☎0120-971-728

(受付時間 9:00~17:00 [土日祝除く])

<https://task-work.com/ibaraki/>

補助金・助成金

国では、テレワーク導入にあたり活用できる助成金を支給しています。

○人材確保等支援助成金（テレワークコース）【厚生労働省】

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主に、ネットワーク機器の導入費や外部コンサルティング費用などが助成されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

○IT 導入補助金【経済産業省】

中小企業等の生産性向上を支援する目的で、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者は IT ツールの導入にかかる経費の一部が補助されます。

<https://www.it-hojo.jp/first-one/>

県内企業の事例集

県内のテレワーク好事例をまとめました。業種や規模など様々な企業の事例がありますので、是非、参考にしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/kyogikai.html>

情報サイト

○テレワークの推進【総務省】

総務省におけるテレワーク推進施策全般についてのポータルサイトです。テレワークマネージャー派遣事業やテレワークの導入・活用の際に役立つ情報も掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/

○テレワーク総合ポータルサイト【厚生労働省】

テレワークの導入・運用ガイドブック、労務管理等 Q&A 集、テレワーク活用の好事例等について紹介しています。

<https://telework.mhlw.go.jp/>

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 水戸駅南口から徒歩 4 分	月～土 10:00～18:00 (日・祝日除く)	1 回につき 3,300 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込み下さい。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階	月 1 回実施 (原則第 2 月曜日)	面接時間は 約 50 分	受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

※医療機関にかかっている方は、主治医の先生の同意を得た上でお申込み下さい。

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
電話：029-225-8580

URL：<http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/>



ツイッターでも情報発信中
ぜひフォローしてください

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【用途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【用途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【用途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和3年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

「元気いばらき就職面接会(つくば会場)」を実施します

若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和3年11月2日(火)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 つくば市役所 本庁舎2階 201会議室
(つくば市研究学園1丁目1番地-1)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 18社
- 5 詳細 「元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、
元気いばらき就職面接会HPをご参照ください。

参加費無料
事前申込不要



https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/genki_mensetsukai.html

【問い合わせ先】

○県南地区就職支援センター TEL: 029-825-3410

「元気いばらき就職面接会(鹿嶋会場)」を実施します

学生を除く若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和3年11月9日(火)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 鹿嶋勤労文化会館
(鹿嶋市宮中325-1)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 16社
- 5 詳細 「元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、
元気いばらき就職面接会HPをご参照ください。

参加費無料
事前申込不要



https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/genki_mensetsukai.html

【問い合わせ先】

○鹿行地区就職支援センター TEL: 0294-34-2061

「元気いばらき就職面接会(日立会場)」を実施します

若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和3年11月11日(木)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 日立シビックセンター本館2階 多用途ホール
(日立市幸町1-21-1)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 22社
- 5 詳細 「元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、
元気いばらき就職面接会HPをご参照ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/genki_mensetsukai.html

参加費無料
事前申込不要



【問い合わせ先】

○日立地区就職支援センター TEL: 0294-27-7172

「元気いばらき就職面接会(筑西会場)」を実施します

若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和3年11月30日(火)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 茨城県筑西合同庁舎 本庁舎大会議室
(筑西市二木成615)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 20社
- 5 詳細 「元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、
元気いばらき就職面接会HPをご参照ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/genki_mensetsukai.html

参加費無料
事前申込不要



【問い合わせ先】

○県西地区就職支援センター TEL: 0296-23-3811

いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会 等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業
	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売、小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業	<input type="checkbox"/> 医療、福祉	<input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属／氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-Mail	TEL	FAX	E-Mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (令和 年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (令和 年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (令和 年 月時点) (人中 人)

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

事務局 いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）
FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。

茨城県働き方改革優良（推進）企業を募集します



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ **対象要件**：

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること等



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。（令和3・4年度資格者名簿分）

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いい顔で働こう。いばらきの求人」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。（令和3・4年度資格者名簿分）

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

認定の流れ

● 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

● 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

● 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

● 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

● 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：働き方改革の取組内容 等

● 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

● 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③：誓約書（様式第3号）

● 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

※「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

令和4年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

産業技術専門学院では、企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によるきめ細やかな訓練を行っています。

高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。
また、授業料が安いうえ、効率的に就職に有利な複数の資格も取得できるので、就職に強く、毎年、ほとんどの修了生が正社員として就職しています。(2020年度就職率 100%)
多くの皆様のご応募をお待ちしております！



ハートレーニング
急かば学べ
ハートレくんは、ハートレーニング
公的機関の公式ロゴマークです



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL:029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
	1年	電気工事科	20名
	日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL:0294-35-6449)	1年	金属加工科
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL:0299-69-1171)	2年	プラント保守科	20名
	1年	生産CAD科 (短期)	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL:029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		自動車整備科	20名
	1年	コンピュータ制御科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL:0296-24-1714)	2年	IT技術科 (短期)	20名
	1年	機械システム科	20名
		電気工事科	20名
		金属加工科 (短期)	15名

◆選考試験日程等

一般入学者選考試験 B日程	
受付期間	令和3年11月8日(月)~12月3日(金)
選考試験日	令和3年12月10日(金)
合格発表日	令和3年12月15日(水)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※(短期)短期課程の試験日程は、学院ごとに異なりますので、詳しくは各産業技術専門学院にお問い合わせください。

※詳しくは各学院の募集要項でご確認ください。茨城県産業戦略部労働政策課(TEL:029-301-3653)のホームページでもご覧いただけます。

企業・事業所の皆様へ



障害者の職業訓練にご協力いただける 企業、事業所等を募集しております！！

- ◆ 県では、企業等に委託し、求職中の障害者向けの職業訓練「実践能力習得訓練コース」を実施しております。
- ◆ この訓練コースは、企業等の職場を活用して実施するもので、実際のお仕事を教えていただくことで就労に必要となる実践的な知識・技能を障害者に身に付けていただく内容となっております。
- ◆ 県で配置している「障害者職業訓練コーディネーター」が、訓練科目設定のご相談から訓練修了まで、継続して訓練受講生と委託先企業等をサポートします。
- ◆ 一般就労を希望する障害者に対する支援策であるとともに、企業等に対しては訓練中の指導を通じて障害者雇用に対する不安を取り除いていただくための支援策でもありますので、障害者雇用を検討されている企業等の皆様に積極的にご活用いただきたい訓練コースです。

【訓練概要】

- 委託料 県から御社へ委託料をお支払いします。
〔金額〕訓練受講生1人当たり 上限月額 66,000円(税込)
(※)中小企業の場合は 上限月額 99,000円(税込)
- 訓練期間 1カ月(訓練の標準時間100時間/月)
- 訓練人数 1名から実施可能
- 募集期間 随時募集
- 訓練科目 訓練受講生・企業等のご要望に応じた訓練科目を設定
- その他 訓練であるため、訓練受講生に対する賃金等の支払いは不要です。
(※)中小企業の要件はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県 産業戦略部 労働政策課 技能振興グループ
電話:029-301-3656(直通)

～中小企業事業主の皆さまへ～ 「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、**メリット**があります！

あなたの会社の魅力が、格段にアップします

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。福利厚生の充実、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。

福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります。

定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯蓄ができるため、従業員に喜ばれる制度です。

貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。『福利厚生の充実が定着率のアップにつながった』という企業もあります。

【財形貯蓄とは】

財形貯蓄（※1）は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度（※2）を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみたいかがですか？～

厚生労働省所管の勤労者財産形成促進制度を紹介するウェブサイトです。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部

文字サイズ 小 中 大 Google カスタム検索 検索

財形制度について | 貯蓄・融資のご案内 | 個人の方へ | **法人・事業主の方へ** | 手続き・導入について

財形トップ ▶ 法人・事業主の方へ

社員思いの会社になる。
財形は社員のしあわせを
会社がサポートする制度です

法人・事業主の方へ

- 法人・事業主の方トップ
- 財形制度導入の概要

ご意見・ご質問をお待ちしております

お電話でのご相談
03-6731-2935
受付時間
平日 9:00～17:15

資料請求・ダウンロード
ご意見・ご質問

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。

財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度

検索



11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務**づけられています！

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労働保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。また、**雇用調整助成金**など事業主等に対して**各種助成金の支給**も行っています。

加入手続きはどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の加入手続きを行われますようお願いいたします。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付

検索

【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話 029-224-6213

みんなチエック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

茨城県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

879

28円
UP

最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室（電話 029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

専門家による無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

業務改善助成金 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

または、

茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294）



STOP!
しわ寄せ

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月6日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和3年11月6日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月6日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

あなたのしごと探しに、 役立つスキルを。 ハートレーニング

< 離職者訓練・求職者支援訓練 >

就職に必要な
スキルが身につく！

受講は無料

※テキスト代は自己負担
になります。



雇用保険を受給しながら
受講可能！

雇用保険を受給
している方向け **離職者訓練**

対象 失業された方

雇用保険を受給できない方も支給要件を
満たせば月額10万円の給付金を支給！

※以下の要件を満たす必要があります。

①本人の収入が月8万円以下 ②世帯全体の収入が月35万円以下 ③世帯全体の世帯年収が300万円以下 ④現在世帯
員として世帯に主権・所有権を有していない ⑤本人の訓練実施日に求職している ⑥世帯の中に給付金を支給して訓練
している人がいない ⑦過去3年以内に、不正行為により、特定の給付金の支給を受けていない

雇用保険を受給
できない方向け **求職者支援訓練**

対象 自営業の方、主婦の方、フリーランスの方、就職が決まらないまま学校を卒業した方などで就職を希望する方



ハートレーニングに関する情報は
お近くのハートワークで相談できます。

茨城労働局ホームページへアクセス！

ハートレ 茨城

検索



茨城労働局

職場のトラブル解決サポートします！

～個別労働紛争解決促進法に基づく3つの紛争解決援助制度があります～

総合労働相談コーナーでは、解雇、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、セクシュアルハラスメント等を含むあらゆる職場におけるトラブルについて、専門の相談員が電話や面接でお受けしています。また、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づき、労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。紛争解決援助制度のご利用は、労働者、事業主どちらからでも可能です。最寄りの総合労働相談コーナーにお問い合わせください。



●助言・指導とは

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない。⇒**助言の実施**⇒配置転換により解決
 ②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**助言の実施**⇒退職届が受理され解決

●あっせんとは

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決
 ②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-88-3977
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市塚塚 1838 土浦労働総合庁舎 4階土浦労働基準監督署内	029-882-7017
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

【問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 Tel.029-277-8295

目指すゴールは、過重労働ゼロ！

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を
実施します。



茨城労働局監督課

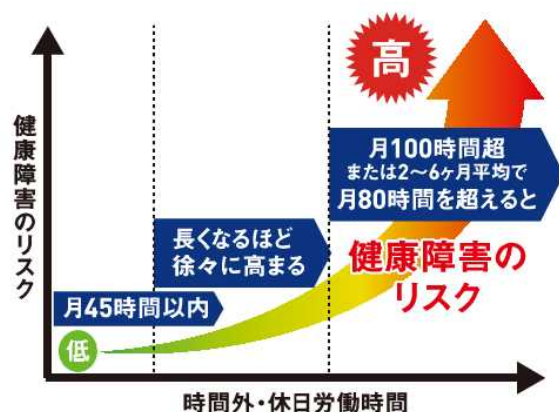
平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 **0120-794-713**

なくしましょう 長い残業

過重労働による健康障害を防止するために※2

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** はい! ろうどう 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、**過重労働解消のためのセミナー**を実施します!



参加
無料
事前申込

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！

茨城労働局監督課

<プログラム>

[主催者挨拶] 茨城労働局労働基準部長

[施策説明] 茨城労働局労働基準部監督課長

[基調講演]

「メンタルヘルスと働き方改革」

山本 勲 氏 (慶應義塾大学商学部 教授)

[過労死遺族による体験談発表]

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって、多くの方々の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 **2021年11月18日(木)**
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 **つくば国際会議場 多目的ホール**
(茨城県つくば市竹園2-20-3)

・つくば駅より徒歩約10分
※近隣に駐車場はありますが、有料となりますのでご了承ください。

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いします。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|--------------------------|-----------|--------------------------|-----|--------------------------|-------|--------------------------|-----|--------------------------|-------|--------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> | 経営者 | <input type="checkbox"/> | 会社員 | <input type="checkbox"/> | 公務員 | <input type="checkbox"/> | 団体職員 | <input type="checkbox"/> | 教職員 | <input type="checkbox"/> | 医療関係者 | <input type="checkbox"/> | 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> | 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> | パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> | 学生 | <input type="checkbox"/> | 過労死家族 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | その他 [| | | | | | | | | | | |] |

お名前 フリガナ

5名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。

フリガナ

連絡先 ●TEL: ●FAX:

●E-mail:

企業・団体名

【個人情報の取扱いについて】ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-562-552 E-mail : karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

育児・介護休業法が改正されます！

～有期契約労働者(※)の方も育児休業や介護休業をすることができます～

(※)「パート」、「アルバイト」「契約社員」などの呼称を問わず、1年契約など雇用期間を定めて契約をしている労働者を指します。

育児休業とは？

原則として1歳未満の子を養育するために、休業をすることができます。(保育所等の利用を希望しているものの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は最長2歳まで休業を延長することができます。)

介護休業とは？

要介護状態にある家族を介護するために、通算93日まで、3回を上限に分割して休業することができます。

●育児・介護休業法改正ポイント●

①出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期間	原則休業の2週間前まで(※1)		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 (今回の改正で分割して2回まで取得可)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲(※2)で休業中に就業することが可能		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示
- ③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限(休業期間中の労働日・所定労働時間の半分)を厚生労働省令で定める予定です。

(注)新制度についても育児休業給付の対象となります。

②雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります 施行日：令和4年4月1日

○育児休業を取得しやすい**雇用環境の整備**(研修、相談窓口設置等)

○妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**

- ・雇用環境整備の具体的な内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
- ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

※休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めさせないことを定める予定です。

③育児休業を分割して取得できるようになります 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- (新制度とは別に)分割して**2回まで**取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を**柔軟化**

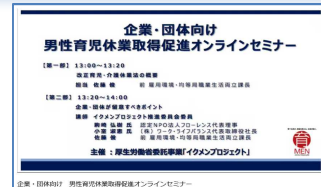
④有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます 施行日：令和4年4月1日

- 「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を**撤廃**し、無期雇用労働者と同様の取り扱い(労使協定の締結により除外可)とする。
- ※「子が1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は**存置**
- ※「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は**存置**

⑤育児休業取得状況の公表が義務になります 施行日：令和5年4月1日

- 従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。
- ※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

～解説動画のご案内～



▲解説動画URLのQRコード

令和3年7月6日に厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」で実施されたオンラインセミナーの公開動画です。

本セミナーでは「改正育児・介護休業法」や、「男性の育児休業取得の促進について」解説されています。

【イクメンプロジェクトサイト】
 <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】

- 育児・介護休業制度や助成金について
- 茨城労働局 雇用環境・均等室 (〒310-8511 水戸市宮町1-8-31)
- > 法律の内容 についての相談 ☎029-277-8295
- > 助成金(※) についての相談 ☎029-277-8294

※育児・介護休業等に係る各種助成金(両立支援等助成金(育児休業等支援コース、介護離職防止コース、出生時両立支援コース等))があります。詳細はQRコードをご覧ください。

助成金についての詳細はこちら！



- 育児・介護休業給付金について
- 最寄りのハローワークへ

茨城県内のハローワークの所在地と管轄についてはこちら！



ひとりひとりに
あったプランも。



就職氷河期世代のみなさんが活躍できるステージを広げるために

厚生労働省では、バブル崩壊後の1990年代～2000年代に卒業し、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った方々の、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現を目指した支援を実施しています。



不安定な
就労状態にある方は
ハローワークへ



就職に向けて不安を
抱えている方は
サポステへ



社会参加に向けた
支援を必要とする方は
各種支援機関へ



ご家族の皆様も
各種相談窓口を
ご利用いただけます



事業主の皆様には
各種助成金などの
制度がございます

ひとりひとりの状況に合わせた支援策と相談窓口を用意しています。

裏面でそれぞれの支援内容をご紹介します。まずはどの支援の対象に当てはまるかご確認を。 →

ご存知ですか？ まずはご相談ください。

就職氷河期世代の方々の、就労支援や社会参加に向けた支援を実施しています。

ハローワーク

ひきこもり地域支援センター

地域若者サポートステーション

自立相談支援機関

などのお住いの地域にある施設に相談窓口を設け、民間の支援機関などとも連携を図りながら、地域一体となって支援を行います。



ひとりひとりの状況に合わせ、こんなご支援をしています

**不安定な
就労状態にある方**

今の仕事を見直して新しい仕事を探したい方には
全国の主要なハローワークに就職氷河期世代の方のための専門窓口を設置し、ひとりひとりに合わせた丁寧な就職支援を実施しています。

短期間でスキルを身につけステップアップしたい方には
就職に必要な職業スキルや知識を習得できる職業訓練制度のご紹介など、あなたのチャレンジをバックアップします。

短期資格等習得コース事業 **ハロートレーニング(ハロトレ)**
職業訓練と職場体験などを組み合わせた
出口一体型の職業訓練 1.雇用保険を受給しながら受講できる公共職業訓練
2.雇用保険を受給できない方向けの求職者支援訓練

求人紹介 面接対策

ご相談は
ハローワークへ

資格取得 ハロトレ

**就職に向けて不安を
抱えている方**

これから働き出すための準備をしたい方には
対象年齢を49歳まで広げたサポステでは、専門家がじっくり面談を行い、働くことへの不安に寄り添いながら、豊富なメニューによる支援を行います。職場定着支援や出張相談(アウトリーチ)も行います。

豊富な支援メニュー
コミュニケーション講座 / 就業体験 / ビジネスマナー講座 / 就活セミナー(面接・履歴書指導等) など

ご相談は
サポステへ

定着支援 アウトリーチ支援

**社会参加に向けた
支援を必要とする方**

社会とのつながりを持ちたい方には
あなたの今のお悩みや状況に合わせ、各専門の支援機関にて支援を実施。相談支援・居場所づくりから就労のサポートまで幅広く対応しています。

主な相談窓口
ひきこもり地域支援センター / 自立相談支援機関 など

ご相談は
各種支援機関へ

ご家族の皆様

就職・正社員化や社会参加を実現するには、ご家族の皆様からご支援をいただくことも重要です。

お気軽に各窓口にご相談ください。ご本人の状況に応じたサポートをご案内させていただき、各種支援まで繋がります。

ご相談は各種
相談窓口へ

事業主の皆様

就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成のための各種助成金などの制度がございます。

さらに就職氷河期世代を対象として募集することが可能です。ぜひ就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

さらに詳しい支援内容は特設サイトでチェック!

氷河期支援



令和4年4月1日より101人以上の企業にも女性活躍推進法が適用されます！

～ 一般事業主行動計画策定支援等のご案内 ～

女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定・届出が常時雇用する労働者が**101人以上の事業主にも義務化**（令和4年4月1日施行）されます。

女性活躍を推進するためには、「何から始めればよいのか」、「どのように取り組めば良いのか」等、悩んでいる事業主や人事労務担当者の皆さまを支援します。

何から手を付けたらいいんだろう？



こんな支援があります！



●女性活躍推進アドバイザーによる個別支援

専任の「女性活躍推進アドバイザー」が、女性活躍に関する状況の把握や課題の分析、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定と届出まで、一貫した支援をきめ細やかに行います。

なお、支援にかかる費用は**全て無料**です！

～個別企業訪問支援の流れ～

- ①ホームページより申込
<https://joseikatsuyaku.com/support/form/>
- ②専任のアドバイザーを選定し、今後の支援活動やスケジュール等についてご連絡します。
- ③2回の企業訪問（1回あたり2時間程度）を通じて具体的な支援を行います。また、電話やメールでの相談や問い合わせも承ります。



【問い合わせ先】（厚生労働省委託事業）
LEC東京リーガルマインド 女性活躍推進センター 東日本事務局 ☎0120-982-230（平日9:00～17:00）
〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10アーバンネット中野ビル

●予約制個別相談会実施中！

茨城労働局では女性活躍推進法をはじめとして、労働施策総合推進法（パワハラ防止対策）、改正育児・介護休業法など、疑問解消のための相談会を実施しています。



ご希望の場合は、所定の様式にて下記問い合わせ先まで郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



【問い合わせ先】
茨城労働局雇用環境・均等室
☎029-277-8295
〒310-8511水戸市宮町1-8-31

●解説動画

法律の概要、策定に当たった解説など、実際の説明会の様子を収録したものです。

▶令和2年6月1日施行「女性活躍推進・ハラスメント防止対策」について解説しています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku

▶働き方改革・女性活躍等支援策説明会

令和3年7月9日に開催の説明会公開動画です。

茨城労働局から女性活躍推進法に関する説明、茨城県からメンター研修、女性管理職育成研修会、女性リーダー登用先進企業表彰等についての説明、茨城県社会保険労務士会から茨城県の女性活躍支援事業の支援例についての説明があります。

https://www.ibaraki-sr.com/blogs/blog_entries/view/41/227e5e74e215f80da2e44cf59dd11db9?frame_id=46



●「行動計画」策定プログラム

自社の女性活躍に関する問題点を明らかにするため、女性活躍推進法に基づき、企業が実施する状況把握・課題分析について支援するためのプログラムです。

本プログラムでは、4つの基礎項目の把握により女性の活躍に関する状況をタイプ別に分け、取組内容をいくつか提案します。自社の状況にあった課題、行動計画の目標や取組内容を設定する上で是非参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149_xlsm

●女性の活躍推進企業データベース

策定した行動計画や、自社の女性の活躍推進状況を公表するためのサイトです。

企業名、企業規模、所在地等の検索により他社の取組を参考とすることができます。

また、女性の活躍推進に取り組むための参考情報が掲載されています。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



行動計画がどんなものか分かれればできるかもしれません。なにがツールはありますか？



こんな支援があります！



義務ということは分かったけれど、メリットがあると嬉しいなあ。



こんな支援があります！



●両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

常時使用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成されます。

1企業1回限り 数値目標達成時47.5万円（生産性要件（※）を満たす場合は60万円）

※助成金の申請を行う直前の会計年度における「生産性」がその3年度前年比に比べて6%伸びている、またはその3年度前年比に比べて1%以上伸びている場合に助成金の割増等がされる制度です。ただし、「生産性要件」の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

【問い合わせ先】
茨城労働局雇用環境・均等室
☎029-277-8294
〒310-8511水戸市宮町1-8-31

●公共調達による優遇措置

女性活躍推進法に基づく認定企業（「えるぼし」認定企業、「プラチナえるぼし」認定企業※）等は、公共調達で有利になります。

中小企業の場合、行動計画の策定・届出を行うだけで、加点の対象になります。

※「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定とは？

「えるぼし」認定は、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定され、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

「プラチナえるぼし」認定は、えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。

いずれの認定も認定を受けた企業として認定マークを使用することで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につなげるのが期待できます。



女性活躍推進法 及び 労働施策総合推進法(パワハラ対策)等 「予約制個別相談会」実施中!

ぜひ活用ください!
解説動画も
公開中!

事業主のみなさま、改正法への対応や準備はお済みですか?

- 「女性活躍推進法」101~300人企業に対して一般事業主行動計画の策定等義務化(令和4年4月1日)
- 「労働施策総合推進法」中小企業も措置義務の対象に!(令和4年4月1日)
- 「育児・介護休業法」育児休業等取得しやすい環境創設のため、各種制度が順次施行(令和4年4月1日~)
- 「パートタイム・有期雇用労働法」中小企業にも法が全面適用に!(令和3年4月1日)

~これら法改正に関する皆さまの疑問解消を目的として茨城労働局では相談会を実施いたします~
(新型コロナウイルス感染症対策として、密な状態を避けるため、「予約制個別相談会」と致します。)

また、パートタイム・有期雇用労働法、働き方改革関連等の御相談につきましては、本相談会のほか、当局委託事業である「働き方改革推進支援センター」より専門家を無料で派遣することも可能です。

女性活躍推進法の行動計画の作り方を教えてほしい。



改正育児・介護休業法について、何がどう変わるのか教えてほしい。



茨城労働局と「働き方改革推進支援センター」が皆さまの疑問を解消します!

ハラスメント対策って何をすればいいの?

同一労働同一賃金って何をどうすればいい?

女性活躍

【女性活躍推進法】101人以上300人企業対象

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③一般事業主行動計画を策定した旨の届出
- ④女性の活躍に関する1項目以上の情報公表

~ご利用ください~
解説動画も
公開中!



①~④全て令和4年4月1日施行

パワハラ対策

【労働施策総合推進法】中小企業対象にも拡大
パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

~ご利用ください~
解説動画も
公開中!



大企業は令和2年6月1日施行、中小企業は令和4年4月1日施行

育児休業 介護休業

【育児・介護休業法】

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ③子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等

①、②令和4年4月1日施行

~ご利用ください~
解説動画も
公開中!



①、②以外の詳細は追って省令等により定められます。

同一労働 同一賃金

【パートタイム・有期雇用労働法】

- ①不合理な待遇差の禁止
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

~ご利用ください~
解説動画も
公開中!



令和3年4月1日全面施行

【個別相談会等申込先・問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295 📠029-224-6265

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>

※「本相談会」や「働き方改革推進支援センター」の専門家派遣のご希望は茨城労働局HPに掲載している『申込書』により郵送またはFAXでお申し込みください!



こちらからも申込書をダウンロードできます!



労働委員会の窓から

令和3年8月1日～令和3年9月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🌻 今期の事件の状況

🌻 **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**2件**です。

🌻 **調整事件**（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

🌻 **個別あっせん事件**（個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請が**2件**ありました。**1件**が終結し、**2件**が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R3(個) 第4号事件	建設業	R3.8.27 労働者	・解決金
R3(個) 第5号事件	小売業	R3.9.28 労働者	・パワハラに対する謝罪

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R3(個) 第2号事件	医療、 福祉	R3.6.11 労働者	・パワハラ等の謝罪 ・解決金	解決金を支払うことで双方合意し、協定書を締結して終結した。 (終結までの所要日数は89日)

🌟 労働相談会開催報告



個別的労使紛争のあっせんに係る 労働相談会を開催しました。

茨城県労働委員会では、10月6日（水）、22日（金）の14時から17時まで、28日（木）の17時から19時まで、茨城県庁舎23階労働委員会事務局において「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

面談による相談のほか、電話による相談も行いました。



労使紛争を解決してきた労働委員会の委員が、労働問題に関する相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどの様々なアドバイスを行いました。

※**あっせん**とは、労働者と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、公益代表（弁護士や大学教授など）、労働者代表（労働組合の役員など）、使用者代表（会社役員など）の三者で構成するあっせん員が、当事者間を仲介し、話し合いによる紛争の解決を支援することです。

※**個別的労使紛争**とは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争をいいます。一方、労働組合と使用者との間で生じた紛争を集団的労使紛争といいます。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～



茨城労働 Seed

11月号 第726号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和3年11月発行 TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>